

水戸・勝田都市計画高度地区の決定（水戸市決定）

都市計画高度地区を次のように決定する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度	備考
第1種高度地区	約 6.4ha	建築物の高さの最高限度は、15メートル以下とする。	
第2種高度地区	約 1,470ha	建築物の高さの最高限度は、20メートル以下とする。	
第3種高度地区	約 894ha	建築物の高さの最高限度は、25メートル以下とする。	
第4種高度地区	約 90ha	建築物の高さの最高限度は、31メートル以下とする。	
第5種高度地区	約 240ha	建築物の高さの最高限度は、45メートル以下とする。	
第6種高度地区	約 45ha	建築物の高さの最高限度は、60メートル以下とする。	
合計	約 2,745ha		
<p>1 適用除外</p> <p>(1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区の区域内又は同法第12条の4に規定する地区計画等で建築物の高さの最高限度が定められている区域内の建築物については、適用しない。</p> <p>(2) この規定の適用の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物がこの規定に適合しない部分を有する場合において、当該建築物（以下「既存不適格建築物」という。）には適用しない。</p> <p>(3) 既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合については、適用しない。</p> <p>(4) 既存不適格建築物の高度地区で規定する高さの最高限度の範囲内で行う増築については、適用しない。</p> <p>(5) 公益上必要な建築物については、適用しない。</p> <p>(6) 既存不適格建築物の建替えて、市長が周囲の市街地環境の維持に支障がないと認めたものについては、適用しない。</p>			

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

歴史的景観や自然景観の保全、良好な居住環境の保全及び秩序ある都市環境の創出を図るため、建築物の高さの最高限度を定めるものである。